

小中一貫教育における国語科教育

—横浜市の取組からの考察—

入内嶋 周一 (児童学科)

Language Arts Education in Elementary and Junior High Consistent Education: Consideration from Yokohama Approaches

Shuichi Iriuchijima

Department of Child Studies, Kamakura Women's University

Abstract

I have examined the relevance of the elementary and junior high consistent education and language arts education, in which Yokohama City has been making advanced efforts. Putting the next Course of Study into perspective I suggest the future direction for the improvement of language arts education in elementary and junior high consistent education.

Key words: Yokohama City, Yokohama City Curriculum Guidelines, The Course of Study for Elementary School, elementary and junior high consistent education, language arts education

キーワード：横浜市、横浜版学習指導要領、小学校学習指導要領、小中一貫教育、国語科教育

1 はじめに

平成27年6月17日、学校教育法等の一部が改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として、学校教育法第1条に規定された。義務教育学校の目的は、心身の発達段階に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すことである。平成28年4月1日から施行され、全国13都道府県の22校が義務教育学校となった。

横浜市では、既に平成22年度、児童生徒数も増加して施設一体化への動きのある西金沢小中学校

(南部方面)と、併設型小中一貫校のよさを発揮した取組を行う霧が丘小中学校(北部方面、平成28年4月1日より「横浜市立義務教育学校霧が丘学園」)、2校の小中一貫校が設置され、児童生徒や教職員の日常的な交流により教育活動の充実を図ってきた。平成26年12月には、5年間の教育行政施策を『第2期横浜市教育振興基本計画』¹として策定した。5か年で重点的に取り組む施策として、横浜らしい教育の推進を目指し、その一番目に中学校区を基本として取り組む「横浜型小中一貫教育」の推進を挙げるとともに、小中一貫校設置拡充の検討を掲げている。本稿では、学習指導要領を基に『横浜版学習指導要領』²を策定し、

先進的な取組を行っている横浜市の中・小一貫教育と国語科教育との関連性を考察し、今後の日本の中・小一貫教育と国語科教育の改善の方向性について提言したい。

2 小中一貫教育

(1) 学習指導要領と小中一貫教育

『小学校学習指導要領』³ の「第1章 総則」において、「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の2(12)で「中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図る」と示されている。

また、『小学校学習指導要領解説 総則編』⁴ では、「学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって学校生活をより豊かにすること」と述べられ、「学校間の連携としては、例えば、学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすること」を挙げている。その際、「中学校との間で相互に児童生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、学校段階の役割を再認識することになるとともに、広い視野に立って教育活動の改善・充実を図っていく上で極めて有意義であり、児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待されている」と述べられている。

また、『小学校学習指導要領解説 特別活動編』⁵ の「1人間形成と特別活動」で「中学校の学級活動等の指導との関連を図った指導計画を作成したりするなど、いわゆる中1ギャップにかかる課題に配慮し、社会的な自立を高める中学校への指導につなぐことができるような教育活動を重視する必要がある」と述べられている。また、「学級活動の内容」では、「指導に当たっては、いわゆる中1ギャップや『学業と進路』にかかることなどの中学校との接続の課題に即して、適切な内容を取り上げて計画的に指導する必要がある」と述べられている。

これらのことも踏まえ、いわゆる中1ギャップに直面し、小学校から中学校への接続を円滑にする必要性を認識した学校では、学校段階間の連携

を促進するため、学習指導や児童生徒指導について互いに協働するという観点から、小・中学校の教職員が系統性や連続性に配慮した指導を行おうとする機運が高まった。各都市においては置かれている実情に沿って独自の取組を行い、小中一貫教育の取組は増加している状況である。

平成26年度の文部科学省の「小中一貫教育等についての実態調査」⁶ によると、全国1130校で小中連携、小中一貫教育が実施されている。その目的は、児童生徒が多様な教職員や児童生徒と関わる機会を増やし、小学生の中学校進学に対する不安感を軽減すること、中学生が小学生との触れ合いを通じ、上級生である自らを自覚して自尊感情を高め、生徒の暴力行為や不登校、いじめの解消につなげていくことなどが挙げられている。

(2) 横浜市の中・小一貫教育

ア ねらい

横浜市における中・小一貫教育⁷ は、平成21年度『横浜版学習指導要領』² の「総則」「教科等編」の策定から始まる。『横浜版学習指導要領』は、最低基準という大綱的性格をもつ国の学習指導要領の内容を踏まえて、横浜市立学校が取り組む内容と方法を示すものであり、横浜市立学校のカリキュラムの基準として位置付けられている。これを土台として、各学校が教育課程の編成・運営・評価・改善のカリキュラム・マネジメントを推進していくことを求めている。義務教育全体で児童生徒の学びや育ちをとらえる姿勢を大切にし、小・中学校間の連携を深め、小中一貫カリキュラムを編成し、義務教育9年間の学習指導と児童生徒指導の円滑な接続を図り、連続性を大切にした教育活動を行おうとするものである。

小中一貫教育の推進のねらいの一つは、小・中学校の教職員が積極的に交流し、「学力観」「指導観」「評価観」など様々な教育観の共有化を図り、授業改善と学力向上、児童生徒指導の一層の充実につなげていくことである。

児童生徒の成長に合わせた9年間を見通したカリキュラムのよりよい在り方を求めて、小学校と中学校の複数校で構成される142の中・小一貫教育

推進ブロックでの教職員の授業評価により授業改善を図るのである。具体的には、合同授業研究会で授業を見合って意見交換したり、中学校の教員が小学校で教えたり、小中学生が一緒になった授業を行ったりして、小・中学校間で連携・協働した評価・改善を推進することである。

二つ目は、いわゆる「中一ギャップ」をはじめとした、生活面における課題の解消を図ることである。中学校へ入学する時に、今まで親しかった友人と別れたり、授業内容が専門化したりするなど、児童に様々な変化が訪れる。中には、児童が新しい環境に慣れるまで力を発揮できにくい場合や、周囲になじめず疎外感を覚え、いじめの要因を生じさせてしまう場合もある。そこで、小・中学校間の情報交換を頻繁に行い、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や、児童生徒理解を一層充実させることにより、いじめや不登校などの児童生徒の心情にかかわる今日的課題の解決に当たることである。

イ 小中一貫教育の取組

横浜市立小・中学校は、小中一貫カリキュラムを編成し、校長を中心に3年間の学校経営の方針を定めた「中期学校経営方針」を策定し、学校教育目標の実現を目指して行う取組を保護者や地域の人々に公開している。例えば、横浜市立A小学校・B中学校では、小中一貫教育の取組の方向性について「互いのよさを認め合い、協力し合う児童生徒」や「正しいことは勇気をもってやり通す児童生徒」など、9年間で育てる子ども像を示している。また、具体的な取組内容として、「合同授業研究会を通して、授業改善や授業力の向上を図る」「合同研修会等を通して、児童生徒指導上の課題解決を目指す」「運動会や地域行事等を通して、児童と生徒の交流を促す」「児童生徒交流日、6年生の中学校見学、中学生の職業体験など児童生徒の交流を有効活用する」などを挙げている。

これらの方針の下、教職員は、小学校と中学校の学習指導や児童生徒指導の方法の違いを学び、理解し、尊重し合い、新たな発想である9年間で子どもを育てるという意識改革を進めている。こ

うしたことの成果として、小・中学校の校長や副校長同士の情報交換が進み、学校運営の核となる教務主任や主幹教諭同士の連携、児童生徒指導を推進しリードする小学校の児童支援専任教諭と中学校の生徒指導専任教諭の連携、教職員同士の授業や行事を通じた交流などが行われており、それぞれの機会も増えている。

また、小・中学校の教員が互いに授業参観を行い、指導内容や指導方法等について意見交換し、指導方法の改善への意欲を高め、小学校の授業のサポートとして中学校の教員の専門性を発揮した授業を行うなどしている。さらに、児童生徒にかかる情報交換を密に行い、進学する中学校1年生の学級編成案を小学校6年生の担任が行ったり、小中交流日を設定して音楽会や運動会、フェスティバルや文化祭などの行事に互いに参加したりしている。

小学生は、中学校の学習や生活の場面を具体的に想像することができるようになり、進学への不安感が軽減し、中学生に対する憧れや尊敬の念をもつとともに、中学校での学びへの意欲や中学校生活に対する期待感を高めている。具体的には、不登校児童生徒の出現率の減少、児童生徒の規範意識の向上、異年齢集団での活動による自尊感情の高まりなどが挙げられている。

ウ 小中一貫校・義務教育学校の取組

校長一人、准校長一人、副校長二人の4人の管理職のチームワークにより、一人の校長をリーダーとした義務教育9年間を見通した学校経営、カリキュラム・マネジメントが積極的に行われている。小・中学校の教職員全員が一貫した指導に当たれるよう兼務辞令が発令され、文部科学省の教育課程特例校の指定を受けて小学校において中学校の学習内容の先取りをしたり、児童生徒の生活習慣や学習習慣の基準となる「生活スタンダード」や「学習スタンダード」を作成したりして、学力の向上、豊かな心の育成を推進している。

また、「6-3」の区切りから「4-3-2」の区切りとした教育課程の工夫や、中学校教師の小学校児童の指導、いわゆる「乗り入れ指導」が行われ、特に、算数・理科・音楽・図画工作・体育・外国語

活動など、中学校教員の専門性を生かしている。他に、図画工作などのティームティーチングや小・中学校教師の算数・数学の習熟度別授業担当など様々な取組を行っている。

合同職員会議、合同研修会や合同授業研究会、合同の始業式や終業式、合同の朝会や集会、文化祭や体育祭・運動会での交流、中学生の小学校でのボランティア活動などに取り組んでいる。

特徴的な取組として、小学校と中学校の特別支援学級の合同授業が年間を通して定期的に行われ、児童生徒の自立に向けた成長を促進するなど、特別支援教育の充実が図られ、児童生徒や保護者の安心感を生み出している。また、小・中学校の教職員の人事交流も進めている。

児童は身近な中学生に尊敬の念を抱きながら憧れをもち、生徒は身近な小学生に対して一層思いやりや優しさをもって接するようになっている。

また、小中合同の学校運営協議会により、保護者・地域の方々・学識経験者等から、小中一貫校・義務教育学校の教育活動について評価してもらい、学校運営の改善を図り、保護者の協力体制の強化につなげ、地域の学校に対する信頼感も高まっている。

エ 小中一貫教育の課題

「中央教育審議会答申」⁸に示されている小・中学校の教育活動の違い、小学校の行事の多さ、中学校の定期試験や部活動の練習や大会参加等により、日程調整が厳しい状況から、1中1小、2中4小などの小中一貫教育推進ブロックにおける児童生徒交流、合同授業研究の回数の頻度などに隔たりを生じている。

また、評価に対する考え方や評価観の違いがまだまだ大きい状況にある。比較的「関心・意欲・態度」を重視する小学校、「技能、知識・理解」を重視する中学校、それぞれのよさや課題の共有化が必要である。

さらに、指導体制や授業研究の在り方の違いなど、学級担任が様々な教科を指導する小学校と教科担任制の中学校、それぞれのよさを取り入れることが求められる。

小中一貫校においては、9年間を見通した教育

活動の充実のため兼務辞令が発令されている教職員の過度な負担の軽減を図ること、公立学校の公平性を考慮しながらの小中一貫校への人的措置、横浜市立小・中学校への汎用性のある取組を積極的に発信できる環境整備などが求められる。

3 小中一貫教育における国語科教育

(1) 学習指導要領上の位置付け

『小学校学習指導要領解説 国語編』⁹において、国語科は、小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、実生活で生きて働き、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図っている。

小中一貫教育の視点から見ると、児童生徒の発達段階を踏まえた学習の系統性を重視し、学校段階・学年段階ごとに、具体的に身に付けるべき能力の育成を目指し、重点的な指導が行われることを求めている。その際、小学校においては日常生活に、中学校においては社会生活に、それぞれ必要な国語の能力の基礎を、児童生徒に確実に身に付けることを目指している。

例えば、小学校高学年の「A 話すこと・聞くこと」の領域の目標では、「適切に話したり聞いたりしようとする態度を育てる」ことは、中学校第1学年の目標である「話したり聞いたりして考えをまとめようとする態度を育てる」ことにつながっていく。「C 読むこと」では、「読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を育てる」ことは、中学校第1学年の「読書を通してものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことにつながっていく。「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」においても、小学校高学年の「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章について、内容の大体を知り、音読する」ことが、中学校第1学年の「文語の決まりや訓読みの仕方を知り、古文や漢文を音読して、古典特有なりズムを味わいながら、古典の世界に触れる」ことにつながっていく。

また、『小学校学習指導要領解説 国語編』⁹の「付録4」に「各学年の目標及び内容の系統表（小・中学校）」を掲載し、小学校と中学校の各学年の系統性を踏まえた指導事項の一覧表が示されている。このような表は、学習指導要領解説において初めて示されたものであり、義務教育9年間を意識した国語力の育成を求めていると言えよう。

（2）横浜市の国語科教育

ア ねらい

平成21年、横浜市では、『横浜版学習指導要領 国語科編』¹⁰を作成し、小・中学校の連続性のある国語科教育を推進しようとしてきた。各学校では、このベースカリキュラムを基準として国語科の小中一貫カリキュラムを編成している。

小学校において日常生活に生きて働く国語の能力を身に付け、中学校において小学校で培われた国語の能力を更に伸ばし、社会生活に必要な国語の能力の基礎を身に付けることができるよう目標を設定している。

また、内容が段階的に上の学年につながっていくよう、9年間で身に付ける言語能力の系統性を明らかにし、言語活動を通して指導事項に示された言語能力が身に付くようにすること、自分の考えをもって学習に取り組むことを大切にしながら、小学校の高学年から中学校に進むにつれて内容面だけではなく表現の工夫等についての考え方をもたらせるようにしている。

具体的には、義務教育9年間に国語科で身に付ける力を、学習指導要領で「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の領域別に小学校低学年、中学年、高学年で示されている指導事項と言語活動例を、『横浜版学習指導要領 国語科編』¹⁰では、6学年ごとに捉え直している。指導事項については、身に付ける国語の能力をより明確にすること、内容として例示されている言語活動例を、学年ごとにより具体化して示すことにより、段階的に系統性を重視した国語力の捉えをし、小学校と中学校の円滑な接続を目指そうとしている。

イ 具体的な取組

学習指導要領に示されている、各教科等の指導に当たって児童生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点からの言語活動の重視を受け、平成21年に『言語活動サポートブック』¹¹を作成した。全ての教科等の言語活動の充実を願い、発達段階に応じて指導したい内容と言語活動の特徴を解説している。例えば、「手紙を書く」「新聞を書く」「スピーチする」など、35の具体的な事例を取り上げ、小・中学校における言語活動を小学校低学年・中学年・高学年、中学校別に示し、系統的に指導できるような資料となっている。

平成22年には、『横浜版学習指導要領 指導資料 国語科編』¹²を作成し、国語科年間指導計画作成例を示している。指導事項を具体化して身に付ける力を明確にするとともに、言語活動を選択し、単元例・教材例を示して問題解決的な学習による国語力の育成を目指している。年間指導計画を学年ごと、月ごとに示し、他学年等との関連の欄を設定するなどして、小中一貫カリキュラムの推進を促している。例えば、小学校6年生の「読むこと 書き換え」では、「中学校1年生 登場人物の履歴書作り」につながること、「短歌・俳句を書く」では、「中学校1年生 古典作品の音読」につながることなど、小学校の学習が中学校の学習のどの単元につながっていくのかが分かるように示している。また、中学校1年生の年間指導計画例「新聞記事をニュースにして音読する」の欄には、「小学校5・6年 新聞を読む」などが示され、中学校において小学校高学年の学習を想起させ、学んだことを土台として単元を構想するように促している。

平成23年には、『横浜版学習指導要領 評価の手引』¹³を作成し、小中一貫カリキュラムのマネジメントを推進するため、学習評価に着目し、「授業を変える評価」「授業をつなげる評価」「授業を高める評価」を示している。国語科における「授業をかえる評価」では、単元に位置付けた言語活動の特徴や表現様式に沿って指導事項を捉え直し、評価規準を具体化することを大切にしている。また、問題解決的な学習過程に対応した評価規準の設定を大切にし、単元全体に言語活動を位

置付け、相手意識や目的意識のある問題解決的な学習を行うことを求めている。「授業をつなげる評価」では、系統的・段階的に上の学年につながっていく国語の能力の定着を図るために、系統性のある評価規準の設定を求めている。単元間、学年間、小・中学校間における評価規準に系統性を位置付けるようにして、確かな言語能力の育成を目指している。「授業を高める評価」では、学習指導の過程や学習活動の記録、残された作品などから、授業の質を高める授業改善へとつなげていくようになっている。そして、小・中学校間の指導内容の連続性ばかりでなく、学習評価にもつながりをもたせることを求めている。

平成26年度からは、3年間にわたり3冊の授業改善に向けた手引書を作成している。26年度の『授業改善ガイド』¹⁴の中で、児童生徒が目的をもって、話したり聞いたり、書いたり、読んだりする言語活動を単元を貫いて位置付け、その過程が課題解決の過程となるようにすることを示し、思考力・判断力・表現力等の育成を求めている。また、27年度の『授業づくりガイド』¹⁵では、小・中学校において、児童生徒自身が言語活動と身に付ける力について見通しを立て、言語活動に結び付く学習内容や学習方法について振り返る、「見通し・振り返りを大切にした授業」を求めている。28年度の『授業づくりガイド』¹⁶では、当該単元で身に付けていきたい国語の能力を、児童生徒が一層主体的に身に付けていくような課題解決的な学習過程を位置付けた学習指導を大切にするため、「主体的に学習に取り組む態度」を育成する授業づくりについて、国語科の授業改善を小・中学校に求めている。

ウ 国語科教育の課題

各学校が編成している国語科の教育課程が、児童生徒が主体的に学ぶ授業を目指した編成になっているかなどを見直し、改善していく国語科におけるカリキュラム・マネジメントが必要である。具体的には、相手意識や目的意識を明確にして言葉の働きを捉えるようにする指導や、課題に沿った振り返りを次時の学習につなげる指導、教科横断的な学習を通して育成する能力との関連を図る

指導、育成する資質・能力について小学校と中学校の9年間を見通した指導など、児童生徒が主体的に学ぶ国語科の授業づくりの視点に立った教育課程が一層求められる。

4 今後的小中一貫教育における国語科教育

(1) 小中一貫教育の推進

横浜市の事例では、『横浜版学習指導要領』をベースカリキュラムとして各学校が小中一貫カリキュラムを編成し、小・中学校の教職員が互いに学習指導や児童生徒指導の方法の違いを学び、9年間で子どもを育てるという意識改革が進み、小学生の中学校進学への不安感が軽減している。

これらのこと踏まえると、今後的小中一貫教育においては、9年間の教育目標の明確化、当該教育目標に即した教科等ごとの9年間一貫した系統的な教育課程の編成・年間指導計画の作成、教育課程の運営・評価・改善のカリキュラム・マネジメントが一層必要となると考える。また、学校運営協議会による学校運営の基本方針の承認など、保護者・地域・学識経験者等と一体となった教育活動を一層展開する必要もある。9年間の義務教育に責任をもつことは、小・中学校の教職員の使命である。

児童生徒指導をつなぐことから、教育課程をつなぐこと、小中一貫カリキュラムを編成し、機能させることができが、今後、ますます重要になる。小・中学校の教員の指導内容や指導方法の相互理解がさらに重要になる。児童生徒にとっては、学習内容や学習方法の一貫性である。例えば、発表方法、話し合いや討論の方法、ノートの取り方の継続性など、具体的な取組を小・中学校全体の取組にする必要がある。そのためには、合同授業研究会や合同研修会を積極的に開催し、同じ視点で授業観察を行い分析すること、授業改善の視点を同一にして実践することが求められる。

また、小中一貫教育の取組の質の向上を図るために、指導内容・学習内容、指導方法・学習方法を継続的・段階的に取り組むことを視野に入れた小中一貫カリキュラムの編成、見直し・更新等のカリキュラム・マネジメントが必要不可欠である。

中学校においては、幼保小連携教育で大切にされている子どもたちの学びと育ちをつなぐスタートカリキュラムに学ぶところがあると考える。すなわち、中学校1年生は0からのスタートではなく、7年生として捉え、学習と成長をつなぐことである。小学校の学習を引き継ぎながら、緩やかに中学校1年生の学習のスタートを切ることである。

今後、小中交流、小中連携、小中接続、小中一貫と、小中一貫教育が停滞することなく、更に充実させる視点を明確にした小中一貫教育が推進されることを期待したい。

(2) 国語科教育の推進

横浜市の事例では、『横浜版学習指導要領 国語科編』を作成するとともに、言語活動の充実、指導と評価の一体化、授業改善に視点を当て、小中一貫カリキュラムにおいて9年間を見通した児童生徒の言語能力の育成に努めている。例えば、小・中学校間の指導内容の連続性に目を向け、問題解決的な学習過程により言語活動の活性化を図っている。

これらのこと踏まえると、今後の国語科教育においては、国語科が全ての教科等の土台となり、言語活動を通して指導事項を身に付け、言語能力の育成を図るという特質を有することから、言語活動の在り方が重要となる。すなわち、質の高い言語活動により身に付ける国語の能力を汎用性が高いものにしていく必要がある。具体的には、児童生徒の実態把握、育成すべき資質・能力の分析、適切な言語活動の設定、日常生活や社会生活に根差した学習課題の設定、見通す・振り返る学習過程などが重要であると考える。

次期学習指導要領において、「何ができるようになるか」(育成すべき資質・能力)、「何を学ぶか」(学ぶべき内容)、「どのように学ぶか」(学び方)の視点¹⁷から授業改善が求められる。具体的には、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びであるアクティブ・ラーニングの視点から学習過程を質的に改善すること、「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められる。

国語科においては、小・中学校それぞれに「自

分の思いや考えを形成し深める資質・能力を育成する」¹⁸ ことが重要となる。そのためには、先に述べた質の高い言語活動を行うことが必要であり、ここで三つのことを提言したい。

一つ目に、関連を図った単元構想である。特に、授業時数の少ない「A 話すこと・聞くこと」の指導を大切にすることである。教科内における「B 書くこと」や「C 読むこと」の領域との効果的関連を図ったり、「A 話すこと・聞くこと」領域の学習が必要とされる他教科等の学習との関連を図ったりするなど、単元構想を練り、課題解決的な学習にしていくことである。その点から、現行学習指導要領の「A 話すこと・聞くこと」領域で例示されている対話、説明、紹介、報告などの言語活動、その過程で行われる質疑応答や意見交換、自分の感想や考えを述べることなどの音声言語表現力の育成に着目したい。「A 話すこと・聞くこと」領域の「話し合うこと」、「B 書くこと」領域の「交流」、「C 読むこと」領域の「自分の考え方の形成及び交流」それぞれの指導事項を、小・中学校と段階的に指導することがますます重要なと考える。日常生活または社会生活における児童生徒の興味・関心の把握、教科書教材を中心とした教材研究、他教科等の学習との関連などに目を向け、主体的な学習となるような単元構想をすることである。

二つ目は、一単元における学習過程を大切にすることである。児童生徒の興味・関心を喚起して動機付けを行い、課題意識と学習の見通しをもち、獲得している知識や技能を活用して言語活動を粘り強く行い、新たに必要な知識や技能を身に付けながら課題を追求し、学習活動全体を振り返るなどの過程である。これらのこと、同じ領域の学習、異なる領域の学習、他教科等の学習、小・中学校を意識した学習につなげていくことである。

三つ目は、一単位時間における学習過程を大切にすることである。例えば、本時目標の確認と見通しをもつこと、個の活動(自ら考える)、ペアまたはグループの活動(対話・話し合い)、全員での活動・まとめ(情報交換)、本時の振り返り(自ら考える)、次時の学習の確認と、学習を進め

るようとする。その過程で、児童生徒は自ら考え、仲間と対話し、討論し、他者の考え方や見方・考え方を吟味し、自分に取り入れ、自分の考え方を広げたり深めたりすることができる。ここで経験した言語活動やここで得た知識や技能は、実生活や実社会で生きて働くものとなる。

小学校段階における言語能力の育成は、全ての学習や生活の基盤となる点で極めて重要であり、小・中学校間で育成すべき資質・能力を共有し、義務教育9年間を通じて資質・能力を育成する上で、小中一貫教育における国語科教育の在り方が重要となろう。

国語科が中心的な役割を担いながら、他教科等と連携して言語能力の向上を図るとともに、国語科で育成する資質・能力が各教科等において育成する資質・能力の育成にも資することが、カリキュラム・マネジメントの観点からも重要になってくる。各学校において、教育課程全体と国語科の教育課程との関連を整理しながら、小中一貫カリキュラムの編成、見直しを行い、学校教育の改善・充実を目指していくことを期待したい。

参考・引用文献

- 1 横浜市教育委員会（2014）『第2期横浜市教育振興基本計画』1-25頁。
- 2 横浜市教育委員会（2009）『横浜版学習指導要領総則・総則解説』ぎょうせい、1-45頁。
- 3 文部科学省（2008）『小学校学習指導要領』東京書籍、17頁、163頁。
- 4 文部科学省（2008）『小学校学習指導要領解説 総則編』東洋館出版社、71-72頁。
- 5 文部科学省（2008）『小学校学習指導要領解説 特別活動編』東洋館出版社、4頁、20頁、34頁、37頁、51頁、56頁、87頁、107頁。
- 6 文部科学省（2014）「小中一貫教育についての実態調査」。
- 7 入内嶋周一（2016）「横浜市における小中一貫教育及び小中一貫校」（日本児童学会 研究集会報告・学校教育研究部会）、日本児童学会『児童研究』66-68頁。
- 8 中央教育審議会答申（2014）「子供の発達や学習者

の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』。

- 9 文部科学省（2008）『小学校学習指導要領解説 国語編』東洋館出版社、1-8頁、76頁、87頁、93頁、130-137頁。
- 10 横浜市教育委員会（2009）『横浜版学習指導要領 国語科編』ぎょうせい、1-23頁。
- 11 横浜市教育委員会（2009）『言語活動サポートブックー横浜の子どもに学ばせたい35事例ー』1-43頁。
- 12 横浜市教育委員会（2010）『横浜版学習指導要領 指導資料 国語科編』ぎょうせい、96-109頁、128-137頁。
- 13 横浜市教育委員会（2011）『横浜版学習指導要領 評価の手引』ぎょうせい、1-30頁、96-109頁。
- 14 横浜市教育委員会（2014）『授業改善ガイド—思考力・判断力・表現力の育成編ー』1-3頁。
- 15 横浜市教育委員会（2015）『授業づくりガイド—見通し・振り返りを大切にした指導ー』1-3頁。
- 16 横浜市教育委員会（2016）『授業づくりガイド—「主体的に学習に取り組む態度」の育成ー』1-4頁。
- 17 中央教育審議会（2015）「教育課程企画特別部会における論点整理について」。
- 18 中央教育審議会（2016）教育課程企画特別部会「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ（素案）」。

要旨

横浜市が先進的に取り組んでいる小中一貫教育と国語科教育に焦点を当て、その関連性について考察した。次期学習指導要領を視野に入れ、小中一貫教育における国語科教育を進展させるため、今後的小中一貫教育及び国語科教育の改善の方向性として取組内容を示した。

（2016年12月9日受稿）